

平成22年度

福島町議会定例会

11月第2回会議議案

福島町



議案第32号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年11月30日提出

福島町長 村田 駿

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例(昭和30年条例第16号)の一部改正)

改正前	改正後
(略) (給料) 第2条の2 (略) 2 (略) 3 職員の給与は、前項の規定による場合を除くほか、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、 <u>法律又は他の条例に別段の定めがある場合は、その相当額を、職員の給与から控除することができる。</u>	(略) (給料) 第2条の2 (略) 2 (略) 3 職員の給与は、前項の規定による場合を除くほか、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、 <u>法律に定めがある場合及び次の各号に掲げるものについては、その相当額を職員の給料から控除することができる。</u> <u>(1) 職員団体の組合費</u> <u>(2) 職員で組織する互助会の会費</u> <u>(3) 団体生命保険等の保険料</u> <u>(4) 福祉協会等掛金</u> <u>(5) 共済組合及び福祉協会からの貸付金等に係る償還金</u> <u>(6) 共済貯金等の積立金</u> <u>(7) 町住宅使用料</u>
(略) (勤務1時間当りの給与額の算出) 第16条 勤務1時間当りの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じてその額を	(略) (勤務1時間当りの給与額の算出) 第16条 勤務1時間当りの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じてその額を

1週間の勤務時間に52を乗じたものから国民の祝日及び年末年始の休日の日数に1日の勤務時間を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

(略)

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで

\_\_\_\_\_においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125に、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日現在\_\_\_\_\_ )において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

(略)

1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(略)

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれら

の日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5に、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額とする。

(略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、100分の70を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の35を乗じて得た額の総額  
(略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

2 (略)

- (1) 前項の職員のうち再任用以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次の項において同じ。)において受けるべき扶養手当及び地域手当の月額を加算した額に、100分の67.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の32.5を乗じて得た額の総額  
(略)

附 則

1～13 (略)

14 当分の間、職員(次の表の職務の級欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうちその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額

(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び地域手当の月額の合計額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第18条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及び地域手当の月額の合計額(第19条第4項において準用する第18条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第17項において「勤勉手当減額対象額」という。)に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第18条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第17項において「勤勉手当減額基礎額」という。))に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第17条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第17条第1項 前各号に定める額

イ 第17条第2項又は第3項 第

1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第17条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第17条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

職務の級
------

6級
----

15 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

16 附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は改正後の条例第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

17 附則第14項の規定が適用される間、第19条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定によ

	<p><u>り算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当額基礎額に100分の65を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</u></p>
--	---

別表を別紙のとおり改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)の一部改正)

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 給料の切り替えに伴う経過措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年福島町条例第6号)の施行の日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該給料月額に<u>100分の99.76</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 給料の切り替えに伴う経過措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年福島町条例第6号)の施行の日において減額改定対象職員である者)にあっては、当該給料月額に<u>100分の99.59</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる者には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例第18条の規定にかかわらず、改正後の職員の給与に関する条例第18条第2項第1号中「100分の137.5」を「100分の135」と読み替えて計算した額とする。

第3条 平成22年12月に支給する勤勉手当の額は、改正後の職員の給与に関する条例第19条の規定にかかわらず、改正後の職員の給与に関する条例第19条第1号中「100分の67.5」を「100分の65」と読み替えて計算した額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第4条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員の給与に関する条例附則第14項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第 号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第5条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において条例第4条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

別紙  
別表  
給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	

31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200

68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200			
95		299,000	348,700			
96		299,400	349,200			
97		299,600	349,500			
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			
101		301,000	351,300			
102		301,400	351,700			
103		301,800	352,100			
104		302,200	352,500			

105		302,400	353,000			
106		302,800	353,400			
107		303,200	353,800			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200	355,100			
111		304,600	355,500			
112		305,000	355,900			
113		305,200	356,400			
114		305,600				
115		306,000				
116		306,400				
117		306,600				
118		306,900				
119		307,200				
120		307,500				
121		307,900				
122		308,200				
123		308,500				
124		308,800				
125		309,200				
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300

議案第33号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年11月30日提出

福島町長 村田 駿

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条（略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には <u>100分の190</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	第4条（略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には <u>100分の185</u> 、12月に支給する場合には <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例第4条の規定にかかわらず、改正後の特別職の職員の給与に関する条例第4条第2項中「100分の200」を「100分の195」と読み替えて計算した額とする。



議案第 3 4 号

平成 2 2 年度福島町一般会計補正予算（第 1 0 号）

平成 2 2 年度福島町の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 311 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 233, 940 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

福島町長 村 田 駿

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地 方 交 付 税		1,799,862	△ 9,339	1,790,523
	1 地 方 交 付 税	1,799,862	△ 9,339	1,790,523
14 道 支 出 金		274,025	6,850	280,875
	2 道 補 助 金	85,957	6,850	92,807
20 町	債	262,857	5,800	268,657
	1 町 債	262,857	5,800	268,657
歳 入 合 計		3,230,629	3,311	3,233,940

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		37,225	△ 2,307	34,918
	1 議 会 費	37,225	△ 2,307	34,918
2 総 務 費		220,050	4	220,054
	1 総 務 管 理 費	130,359	4	130,363
8 土 木 費		155,001	△ 4	154,997
	3 河 川 費	69,760	△ 4	69,756
12 諸 支 出 金		173,655	△ 235	173,420
	2 特 別 会 計 繰 出 金	170,155	△ 235	169,920
13 職 員 給 与 費		729,815	△ 8,299	721,516
	1 職 員 給 与 費	729,815	△ 8,299	721,516
15 災 害 復 旧 費		6,741	14,152	20,893
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	751	14,152	14,903
歳 出 合 計		3,230,629	3,311	3,233,940

第2表

## 地方債補正（追加）

（単位；千円）

起債の目的	限度額			償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	
その他林道兵舞線外災害復旧債	5,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内	<p>政府資金については、その融資条件による。</p> <p>銀行その他の資金については、貸付先と協議して定める。</p> <p>ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>

# 歲入歲出予算事項別明細書

## 歳入歳出予算補正事項別明細書

### 1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税	1,799,862	△ 9,339	1,790,523
14. 道支出金	274,025	6,850	280,875
20. 町 債	262,857	5,800	268,657
計	3,230,629	3,311	3,233,940

歳入歳出予算補正事項別明細

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	37,225	△ 2,307	34,918				△ 2,307
2. 総務費	220,050	4	220,054				4
8. 土木費	155,001	△ 4	154,997				△ 4
12. 諸支出金	173,655	△ 235	173,420				△ 235
13. 職員給与費	729,815	△ 8,299	721,516				△ 8,299
15 災害復旧費	6,741	14,152	20,893	6,850	5,800		1,502
計	3,230,629	3,311	3,233,940	6,850	5,800	0	△ 9,339

歳

入

## 2 歳 入

### 9 款 地方交付税

#### 1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	1,799,862	△9,339	1,790,523	1 地方交付税	△9,339	普通交付税 △9,339
計	1,799,862	△9,339	1,790,523			

### 1 4 款 道支出金

#### 2 項 道補助金

8 災害復旧費補助金	0	6,850	6,850	1 林道施設災害復旧費補助金	6,850	その他林道兵舞線外災害復旧費補助金 6,850
計	85,967	6,850	92,807			

### 2 0 款 町債

#### 1 項 町債

8 災害復旧債	0	5,800	5,800	1 林道施設災害復旧債	5,800	その他林道兵舞線外災害復旧債 5,800
計	262,867	5,800	268,667			

出 歳

### 3 歳 出

#### 1 款 議会費

##### 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	37,225	△2,307	34,918				△2,307	1 報酬	△1,174	議会運営費 △2,307
								3 職員手当等	△962	1 議会議員報酬 △1,174
								4 共済費	△171	3 議員期末手当 △962
										4 議員共済等負担金 △171
計	37,225	△2,307	34,918	0	0	0	△2,307			

2  
4

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

1 一般管理費	60,841	4	60,845				4	19 負担金・補助 及び交付金	4	一般管理費 19 福祉協会負担金	4
計	130,359	4	130,363	0	0	0	4				

#### 8 款 土木費

##### 3 項 河川費

2 河川改修受 託事業費	67,770	△4	67,766				△4	2 給料	△2	福島川総合流域防災工事受託事業費 2 一般職給	△4 △2
-----------------	--------	----	--------	--	--	--	----	------	----	----------------------------	----------

1 款 議会費

2 款 総務費

8 款 土木費

8款 土木費  
3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
								3 職員手当等	△1	3 通勤手当 △1
								4 共済費	△1	4 共済組合負担金 △1
計	69,760	△4	69,756	0	0	0	△4			

12款 諸支出金  
2項 特別会計繰出金

繰出金	170,155	△235	169,920				△235	28 繰出金	△235	繰出金 △235 28 介護保険特別会計繰出金 △235
計	170,155	△235	169,920	0	0	0	△235			

13款 職員給与費  
1項 職員給与費

1 職員給与費	729,815	△8,299	721,516				△8,299	2 給料	128	職員給与費 △8,299 2 一般職給 128
								3 職員手当等	△5,340	3 扶養手当 △820 3 期末手当(特別職) △402

13款 職員給与費

1項 職員給与費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
								4 共済費	△3,087	3 期末手当（一般職） △4,351 3 寒冷地手当（一般職） △104 3 管理職手当 1,177 3 住居手当（一般職） 46 3 時間外勤務手当 488 3 勤勉手当 △1,407 3 通勤手当 1 3 管理職員特別勤務手当 32 4 共済組合負担金 △557 4 退職手当組合負担金 200 4 公立学校共済組合負担金 △1,042 4 共済組合追加費用負担金 △1,711 4 退職手当組合事前納付金 42 4 公立学校共済組合追加費用負担金 33 4 公務災害補償基金負担金 △52
計	729,815	△8,299	721,516	0	0	0	△8,299			

26

15款 災害復旧費

2項 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 林業施設災害復旧費	751	14,152	14,903	6,850 道支出金	5,800 町債		1,502	9 旅費	15	林道兵舞線災害復旧事業費	14,152
								11 需用費	417	9 普通旅費	15
								12 役務費	20	11 消耗品費	349
										11 コピー代	40
										11 燃料費	28
										12 通信運搬費	20
								15 工事請負費	13,700	15 その他林道兵舞線災害復旧工事費	9,500
										16 その他林道兵舞支線災害復旧工事費	4,200
計	751	14,152	14,903	6,850	5,800	0	1,502				

27

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考		
		報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計					
補正後	長 等	3		21,000	7,749 3.85			351	108	29,208	12,580	41,788	
	議 員	12	19,142		6,632 3.70					25,774	3,098	28,872	
	その他の特別職		12,289							12,289		12,289	
	計	15	31,431	21,000	14,381			351	108	67,271	15,678	82,949	
補正前	長 等	3		21,000	8,151 4.05			351	108	29,610	12,829	42,439	
	議 員	12	20,316		7,594 3.90					27,910	3,269	31,179	
	その他の特別職		12,289							12,289		12,289	
	計	15	32,605	21,000	15,745			351	108	69,809	16,098	85,907	
比 較	長 等				-402					-402	-249	-651	
	議 員		-1,174		-962					-2,136	-171	-2,307	
	その他の特別職												
	計		-1,174		-1,364					-2,538	-420	-2,958	

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	76		309,625	168,012	477,637	216,306	693,943	
補 正 前	76		309,499	172,951	482,450	219,145	701,595	
比 較			126	-4,939	-4,813	-2,839	-7,652	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
		補正後	11,276	75,359	39,221	7,197	4,538	5,614	230	20,556	40
	補正前	12,096	79,710	40,628	7,301	3,361	5,568	230	20,068	40	1,001
	比 較	-820	-4,351	-1,407	-104	1,177	46		488		

職員手当の内訳	区分	管理職員特 別勤務手当	子ども手当									計
		補正後	120	2,860								
	補正前	88	2,860									172,951
	比 較	32										-4,939

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳	説明	備考	
給料	126	給与改定に伴う増減分	-357		
		その他の増減分	483	昇格等による増減 広域事務組合との異動増減	308 175
職員手当	-4,939	給与改定に伴う増減分	-5,870	期末手当 勤勉手当 管理職手当	-4,389 -1,466 -15
		その他の増減分	931	異動等によるもの 扶養手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 管理職手当 住居手当 時間外勤務手当 管理職特別勤務手当	-820 38 59 -104 1,192 46 488 32

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

議案第 35 号

平成 22 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 22 年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 235 千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 466,141 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 11 月 30 日提出

福島町長 村 田 駿



# 保 險 事 業 勘 定

第1表 歳入歳出予算補正 (保険事業勘定)

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		88,597	△ 235	88,362
	1 一般会計繰入金	75,951	△ 235	75,716
歳入合計		466,376	△ 235	466,141

第1表 歳入歳出予算補正 (保険事業勘定)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		27,249	△ 235	27,014
	2 包括的支援事業費	20,169	△ 235	19,934
歳出合計		466,376	△ 235	466,141

# 歳入歳出予算事項別明細書

(保険事業勘定)

## 歳入歳出予算補正事項別明細書

### 1 総括(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	88,597	△ 235	88,362
計	466,376	△ 235	466,141

## 歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3. 地域支援事業費	27,249	△ 235	27,014			△ 235	
計	466,376	△ 235	466,141			△ 235	

入 歳

2 歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 その他繰入金	21,965	△235	21,730	1 事務費繰入金	△235	事務費繰入金 △235
計	75,951	△235	75,716			

歲 出

### 3 歳 出

#### 3 款 地域支援事業費

#### 2 項 包括的支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 包括的支援事業費	20,169	△235	19,934			△235 繰入金		2 給料	△4	包括的支援事業費 △235
								3 職員手当等	△119	2 一般職給 △4
								4 共済費	△112	3 期末手当(一般職) △122
										3 時間外勤務手当 44
										3 勤勉手当 △41
										4 共済組合負担金 △53
										4 共済組合追加費用負担金 △57
										4 公務災害補償基金負担金 △2
計	20,169	△235	19,934	0	0	△235	0			

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分		給 与 費							共済費	合 計	備 考
		人数 (人)	報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	60						60	60	
	計	10	60						60	60	
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	60						60	60	
	計	10	60						60	60	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		8,768	3,744	12,512	4,875	17,387	
補 正 前	2		8,772	3,863	12,635	4,987	17,622	
比 較			-4	-119	-123	-112	-235	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
		補正後		2,086	1,083	88				351	
	補正前		2,208	1,124	88				307		136
	比 較		-122	-41					44		

職員手当の内訳	区分	管理職員特 別勤務手当	子ども手当							計
		補正後								
	補正前									3,863
	比 較									-119

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 -4	給与改定に伴う増減分	千円 -4	
職員手当	-119	給与改定に伴う増減分	-163	期末手当 勤勉手当
		その他の増減分	44	異動等によるもの 時間外勤務手当
				-122 -41 44

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。



議案第36号

平成22年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成22年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 水道事業費用	82,530 千円	- 157 千円	82,373 千円
第1項 営業費用	78,420 千円	- 157 千円	78,263 千円

平成22年11月30日提出

福島町長 村 田 駿

平成22年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費用			82,530	-157	82,373
	1. 営業費用		78,420	-157	78,263
		2. 配水及び給水費	26,195	-157	26,038

予 算 説 明 書

平成22年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	1. 水道事業費用	補正前の額	補正額	計	
項	1. 営業費用	82,530	-157	82,373	
目	2. 配水及び給水費	26,195	-157	26,038	

節		説明	
区分	金額		
給料	-1	一般職給	-1
手当等	-86	期末手当	-114
		勤勉手当	-38
		住居手当	28
		時間外勤務手当	38
		計	-86
法定福利費	-70	共済組合負担金	-50
		退職手当組合負担金	28
		共済組合追加費用負担金	-51
		公務災害補償基金負担金	-2
		退職手当組合事前納付金	5
		計	-70

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 総括

(千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福 利 費	合 計	備 考
	特別職 (人)	職員数 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	2		7,692		4,989	12,681	4,297	16,978	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		7,692		4,989	12,681	4,297	16,978	
補正前	損益勘定支弁職員	2		7,693		5,075	12,768	4,367	17,135	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		7,693		5,075	12,768	4,367	17,135	
比 較	損益勘定支弁職員			-1		-86	-87	-70	-157	
	資本勘定支弁職員									
	合 計			-1		-86	-87	-70	-157	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
	補正後		762	1,960	1,018	234		147	40	308	
補正前		762	2,074	1,056	234		119	40	270		
比 較			-114	-38			28		38		

職員手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当	子ども手当									計
	補正後			520								
補正前			520									5,075
比 較												-86

### (1) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 -1	給与改定に伴う増減分	千円 -1	
職員手当	-86	給与改定に伴う増減分	期末手当 勤勉手当	-114 -38
		その他の増減分	異動等によるもの 住居手当 時間外勤務手当	28 38

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。